山梨県都市計画マスタープラン　改定概要

目的　・都市計画区域を越えた広域的な観点から、今後の都市計画の方針を明確に示すこと。

役割　・都市計画区域マスタープラン策定の基本的考え方や県が行う個別都市計画の広域的な方針を提示すること。
・市町村に対して、市町村マスタープランの策定や個別都市計画の広域的な方向性を提供すること。
・計画策定時における自治体間の計画調整の円滑化を図ること。　・県民と目指すべき将来像を共有すること。

山梨県の都市を取り巻く現況と近年の社会情勢

・人口減少、超高齢社会の進展　・通勤・買い物等、生活圏の広域化
・郊外における無秩序な開発　・富士東部圏域の観光入込客数の増加
・リニアの開業、中部横断自動車道の開通
・立地適正化計画制度の創設などの法改正

現行 MP から変化した主な課題

・拠点や既成市街地の低密度化への対応
・拠点と連携した公共交通ネットワークの確保
・地震、豪雨、富士山噴火等の大規模災害への備え
・リニア開業を活かした交流・活動の拡大

改定のポイント

・本県では、平成 22 年 3 月に「山梨県都市計画マスタープラン（県マス）」を策定し、平成 23 年 3 月に県マスに即して「都市計画区域マスタープラン（区域マス）」を改定した。（目標年次 2020 年（令和 2 年））
・現行の県マスでは、人口減少や高齢化を背景に、これまでの拡散型都市構造から集約型都市構造へ転換を図ることとしており、都市機能が集約する場所として、県内 20 箇所の拠点を選定している。
　また、拠点間や県外との連携や交流を支える（高規格）幹線道路や鉄道などを「軸」として明示するとともに、都市地域などの土地利用区分を示し、目指すべき県土構造としている。
・今回改定する県マスは、集約型都市構造という方針は踏襲し、引き続き 20 箇所を拠点として位置づけ、拠点ごとの機能分担や連携するネットワークの構築を強化した、より具体的な都市構造を明らかにし、計画の実効性の確保を図ることとしている。
・ただし、本県を取り巻く社会情勢は変化していることから、以下の 3 点を大きな変更点としている。
　①リニア開業効果を県内全域に波及させるため、リニア山梨県駅周辺を新しい拠点として位置づける。
　②市町村が自由に位置付けるとしていた地区拠点を、県が広域調整し、新たに地区拠点候補地として明示する。
　③中部横断自動車道等、高速交通体系の構築を活かした産業の立地について、新たに産業拠点、産業拠点候補地として位置づける。

都市づくりの基本理念

都市機能の集約と連携による持続可能な都市づくり”

（集約と連携による都市づくりのイメージ）

拠点の機能分担と連携のイメージ

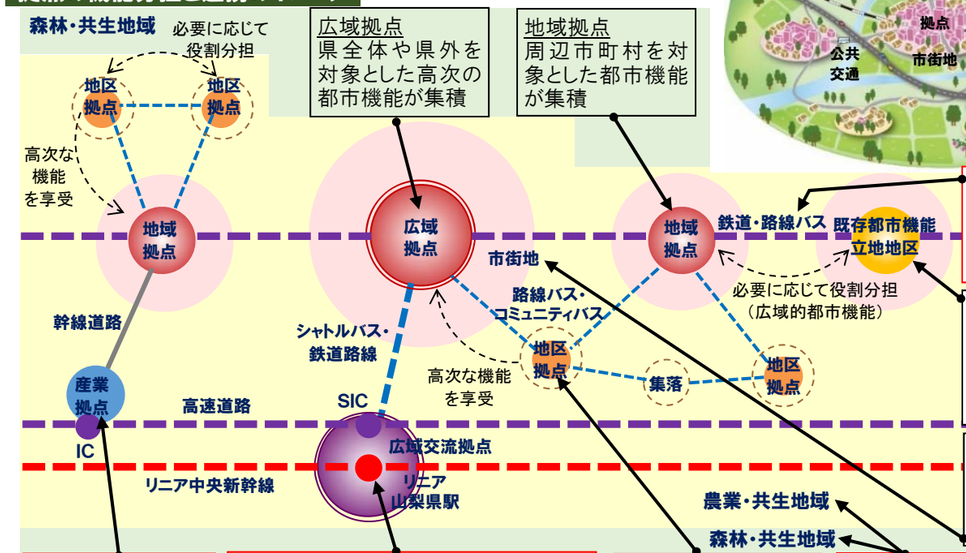

鉄道に加え、持続可能で利便性の高いバス交通ネットワークの構築【新規】

既存都市機能立地地区
人口集積が地域拠点未満であるが、同程度の都市機能が集積

コンパクトな市街地の形成とともに既成市街地の防災機能の向上

産業拠点【新規】
県の経済活動を支える製造業などの工業団地が立地

広域交流拠点【新規】
新たなゲートウェイとして交通結節機能や、その他機能については需要を踏まえた民間資本の誘致や誘導を検討

地区拠点【新規】
周辺市街地・集落居住者の日常生活のための都市機能が集積

都市の豊かな暮らしや安全を支えるために、都市側の関与を高めた農地・森林及びその関連施設の持続的な管理・保全の推進【新規】

目指すべき県土構造

◇都市の活力・魅力・暮らしを支える“拠点”
◇連携や交流を支える“軸”
◇都市地域と農業・森林地域との共生、都市生活を支える“土地利用区分”
◇安全・安心な地域づくりと暮らしを支える“広域圏域”

（県土構造図）

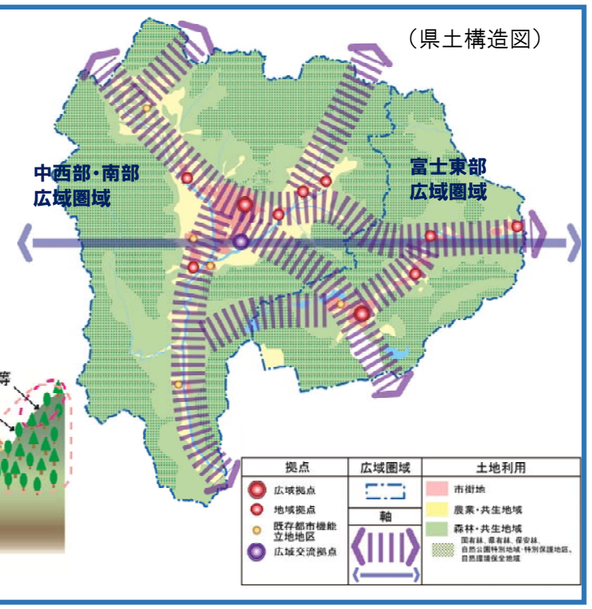

（土地利用断面図）

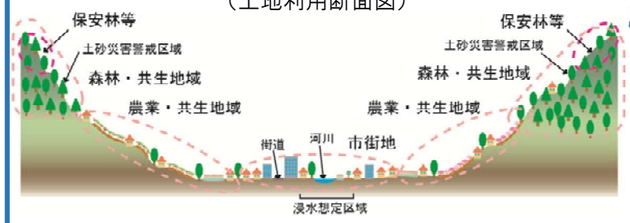

目指すべき県土構造（広域圏域別都市構造）

中西部・南部広域圏域

（都市づくりの基本理念）
　恵まれた地域資源やリニア開業を活かした交流の拡大と、快適で潤いのある暮らしが育まれる広域圏域

富士・東部広域圏域

（都市づくりの基本理念）
　世界有数の観光資源、自然・歴史・文化などの地域特性、大都市圏とのアクセス向上を活かした交流と産業の展開する広域圏域

（広域圏域別都市構造図）

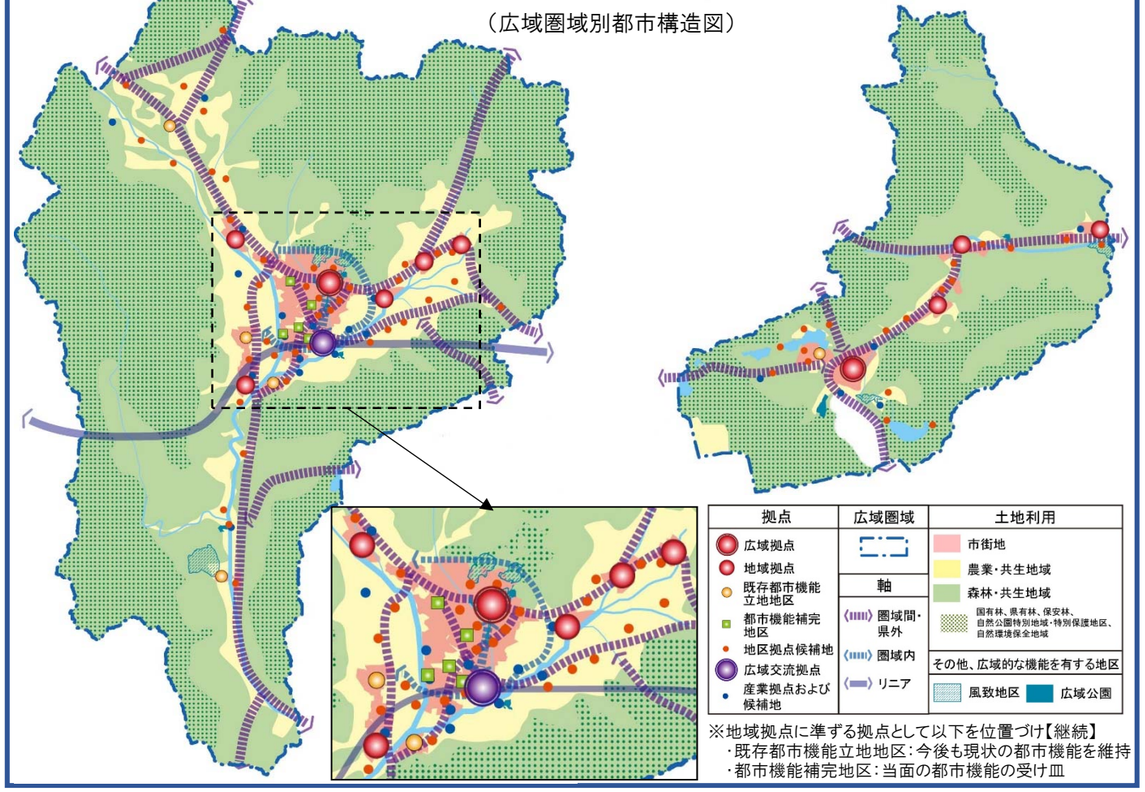

※地域拠点に準ずる拠点として以下を位置づけ【継続】
・既存都市機能立地地区：今後も現状の都市機能を維持
・都市機能補完地区：当面の都市機能の受け皿